

## 省エネ型ノンフロン整備促進事業実施要領

### 1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱（平成15年10月1日付環廃産発第031001006号、環地温発第031001002号。以下「要綱」という。）第4条第8項の規定に基づき、同条第1項第5号の事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、地球温暖化対策の強化と速やかな普及を図ることを目的とする。

### 2 事業の実施方法等

#### (1) 申請事業案件の要件

本事業の対象となる案件は、以下の要件全てを満たすものとする。

ア 補助により新たに設置する冷凍等装置は、冷媒としてフロン類（CFC、HCFC、HFC）を使用せず、アンモニア、二酸化炭素、水又は空気等の自然冷媒を使用したものであって、フロン類を使用したものより省エネルギー性能に優れた冷凍等装置であること。

イ 補助により新たに設置した冷凍等装置は、事業主体の責任の下で適切に維持管理され、温室効果ガスの排出量削減に資するものであること。

ウ 新たに設置する冷凍等装置の導入に伴い、既存の冷凍等装置で冷媒としてフロン類を含むものを撤去する場合は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）に基づき、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者に、フロン類を適切に引き渡す（回収させる）こと。

エ 積算電力計を設置して電力使用量を記録するなどにより本事業の成果としての温室効果ガスの削減量を把握するとともに、省エネ型ノンフロン冷凍等装置導入による事業者の取り組みを対外的にPRすること。さらに、本事業の効果等を踏まえ、同様の装置のさらなる導入を検討すること。

また、環境省の求めに応じて、これらの情報を提供すること。

#### (2) 補助対象経費

ア 省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入費用と、これと同等の冷凍能力をもつフロン冷媒冷凍等装置（以下、「比較対象フロン冷媒冷凍等装置」という。）の導入費用の差額。

イ 省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入に伴い、既存の冷凍装置を撤去し、廃棄する場合は、既存の冷凍装置の残存価額をアの差額に加算することができる。ただし、法定耐用年数の半分の期間を経過していることを条件とし、その残存価額については、法定耐用年数経過後は取得価格の10%、経過以前は減価償却費を差し引いた額とする。

#### (3) 省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入効果の広報について

省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入効果の広報については、実施方法は任意とするが、例えば、次のような方法が考えられる。また、これに限らず、効果的な広報を行うことが望ましい。

- ア 自社のホームページや環境報告書への掲載
- イ 新聞、雑誌等への掲載
- ウ 冷凍等装置メーカーとタイアップした見学会等の実施
- エ 寄稿、発表等

(4) 同様の装置の導入状況について

本事業は、省エネ型ノンフロン冷凍等装置の導入を促進するためのモデル事業であり、本事業をきっかけに、補助対象事業者において、同様の装置のさらなる導入について検討を行うことが望まれる。その検討状況を成果報告書に記載すること。

(4) CO<sub>2</sub>削減量の把握等

補助対象事業者は、補助事業の実施によるCO<sub>2</sub>の削減量を把握すること。

また、環境省の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(5) 成果報告書の作成及び提出

補助対象事業者は、補助により新たに設置した冷凍等装置の稼働から半年後（第1次）及び1年後（第2次）に、成果報告書を、別紙様式により作成し、これを地方環境事務所長に2通提出するものとする。同報告書には、CO<sub>2</sub>削減効果、広報結果又は予定、同様の装置の導入状況又は予定について記載するものとする。

附 則

この実施要領は、本事業に関する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第16条第4項の公示の施行の日から施行する。

別紙様式（成果報告書の作成例）

地方環境事務所長 殿

補助対象事業者 住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名

印

平成○年度省エネ型ノンフロン整備促進事業  
成果報告書（第○次）

省エネ型ノンフロン整備促進事業実施要領に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実施事業所名
  
- 2 事業実施による CO2 削減効果について
  - (1) 削減量（実績）  
（補助事業の実施による本報告の対象とする期間における CO2 の削減量について、算定方法及び算定根拠と併せて記載する。また、当該年度の光熱水量のデータ等、算定根拠として使用した具体的資料を添付する。）
  - (2) 実績報告書における削減量に達しなかった場合の原因  
（(1) の削減量（実績）が、実績報告書に記載した CO2 削減量に達しなかった場合に、その原因を分析し、その結果を詳細かつ具体的に記載する（実績報告書に記載した二酸化炭素削減量に達した場合は、記載を要しない。）。）
- 3 広報結果（又は予定）
  
- 4 同様の装置の導入状況（又は予定）  
（同一事業者における他の事業所等への導入であってもよい。）